

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成28年度第1回） 会議録

日時：平成28年9月27日（火）

午前10時00分～午後0時10分

場所：柴田町役場 特別会議室（2階）

<出席者>

遠藤会長、森副会長、中嶋委員、澤田委員、志子田委員、村山委員、佐藤委員、米竹委員

<事務局>

鈴木まちづくり政策課長、水戸課長補佐、大山主幹、駒板主事

<傍聴者>

0人

水戸課長補佐： 本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

○委嘱状交付式

水戸課長補佐： 始めに、任期が切れておりました、第1号委員の中嶋紀世生（きよみ）委員に再任の委嘱状を交付させていただきます。鈴木仁まちづくり政策課長から委嘱状を交付させていただきます。

○第1回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

1. 開 会

水戸課長補佐： それでは只今から、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会平成28年度第1回審議会を開催いたします。

2. 会長あいさつ

遠藤会長： みなさん、おはようございます。平成28年度第1回審議会をようやく開催することが出来ました。先の日曜日に柴田町町制施行60周年の記念式典があり、私も出席させていただきました。この60年の歩みの中で苦難もありましたけど、苦難という種をまき、そこに努力という水をまいて、成長してきたという町長のご挨拶がありました。やはり乗り越える苦難があつてこそ人間も成長できるのではないかと思います。60周年の式典のテーマは花のまちしばたということでした。要するに小さく生んで大きく育てていこうという力を見ることが出来ました。私も駅と仙台大学との間や駅と

柴田町役場との間を歩いていますと、彼岸花が皆様の手で立派に育てられています。この自然の中に四季を感じ町の人が息吹を展開されるのはすばらしいことです。その中において、いかに町自体を住んでいる人が活気あるものにするか、みんなが手を携えて立派なまちづくりをやっていくためには町・自然・地域を愛することが必要ではないかということを考えながら今回の会議に臨みたいと思います。

水戸課長補佐： ここで大変恐縮ですが、4月の人事異動でまちづくり政策課、まちづくり推進班が大きく入れ替わっております。時間をいただきまして職員から自己紹介をさせていただきます。
(各自自己紹介)

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例第7条第2項の規定により、この会議は成立となります。

3. 会議録署名員の指名

遠藤会長： 会議録署名員の指名をしたいと思います。事務局の方で案があったらお願いします。

水戸課長補佐： これまで名簿順にということがございましたので、平成27年度第4回審議会では、佐藤委員と澤田委員にお願いしました。今回は、志子田委員と米竹委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

遠藤会長： 異論はございませんでしょうか。

(はい、の声)

遠藤会長： では、よろしくお願いします。

4. 議 事

遠藤会長： 議事に入りたいと思います。事務局の方から資料の提示がございますので、その説明をお願いします。

議事1点目 行政運営への住民参加について

駒板主事： 昨年度までの議論で公募委員候補者登録制度の大枠について固まりました。今年度事務局の人員も異動で変更になりましたので、前回までの議論の総まとめをさせていただき、委員の皆様に登録制度の内容の最終確認をしていただければと思います。申し訳

ございませんが前回とかぶる説明もございますのでご了承ください。先週郵送で資料を送らせていただきました。内容は変わらないのですが、細かい部分で修正した箇所もございますので、新しい方の資料を用いてご議論いただきますようお願いいたします。では、資料の確認をさせていただきます。A4判の資料1、A3判の資料2～4、A4で、ホチキス止めになっている資料5・6、A4判の資料7・8・9となっております。皆様足りない資料はないでしょうか。

資料1をご覧ください。こちらは公募委員候補者登録制度の考え方の骨子になります。平成27年度第4回の審議会でも出した資料です。一部表現だけ変わっておりますが、内容的にはほとんど変更しておりません。裏面をご覧ください。

真ん中から下の部分の2. 登録制度の概要を説明いたします。1) 登録制度の内容です。資料2をご覧ください。資料2は登録制度概要（フロー）です。公募委員候補者登録簿登録・更新フロー（案）となっております。公募委員候補者登録簿への登録方法は大きく分類して3通りの方法があります。

一つ目は無作為抽出方式です。フローの無作為抽出方式のところをご覧ください。一つ下に進みまして、無作為抽出の方法を記載しております。抽出は住民基本台帳から行い、年齢は18歳～49歳まで6割、50歳～79歳を4割、男女同比になるように1000人を抽出します。そして、抽出した1000人にアンケートを送付します。アンケートはまちづくりに関するアンケートを送り、そのアンケートに公募委員候補者登録制度についての項目を設けます。そこで、公募委員候補者登録簿に登録可と回答した方には公募委員候補者登録同意書を送付します。登録不可の方の回答内容は今後のまちづくりに生かします。

二つ目の登録方法は地域等推薦方式です。地域等推薦方式は、行政区長や、企業・大学に直接登録簿に登載する方を推薦してもらうものです。行政区長推薦は各行政区1名以上依頼します。柴田町には42行政区ございますので、すべての行政区から推薦をいただければ42名は登録していただけるということになります。町内企業・大学推薦は考え方は同じです。こちらは人数設定はせず依頼をするということになります。企業では、社員の方が委員になった場合の審議会の出席について考慮していただくようお願いいたします。推薦を依頼する企業については、前回の審議会でも話をしましたが、柴田町工場等連絡協議会の企業への依頼を考えております。前回の審議会で、企業や大学へのインセンティブの議論がありました。結果として企業や大学におけるインセンティブは考慮しないという事になりました。

無作為抽出方式で登録可とした方、地域等推薦方式で推薦していただいた方には公募委員候補者登録同意書を送付します。公募委員候補者登録同意書には興味のある分野、出席が困難な日、時間帯、経歴などを確認いたします。期日までに集まった登録者をランダムに並べ替えて、分野ごとの名簿を作成し、公募委員候補者登録簿とします。

3つ目の登録方法は個別申出です。こちらは随時登録でき、登録簿の一番下に追加されます。登録簿への登録方法はこの3つでございます。

登録簿の期間は2年間です。登録内容の変更・削除は更新時に行います。ただし登録期間でも本人の申し出があれば、変更や削除ができます。次に登録簿更新時の追加登録方法です。追加登録は無作為抽出方式や地域等推薦方式を更新時にももう一度行います。

手法としては同じですが、実際に残って登録、つまり継続している登録人数や、地域の状況などにより依頼の人数や方法が変わると思われるので、状況を見て抽出人数や推薦依頼する行政区・企業を決めます。個別申出についても随時募集するものとします。

次に、資料3をご覧ください。公募委員選任フロー（案）です。こちらは、審議会等が登録簿から公募委員を選任する流れを示しております。新たな審議会等が設置、または委員改選があった場合、所管課は公募委員候補者登録簿の開示をまちづくり政策課へ依頼します。まちづくり政策課は該当する分野の登録簿を所管課に開示します。所管課は就任依頼を登録簿の順に行います。依頼は原則として電話、FAX、郵送にて行います。説明を聞き、登載者が委員就任を承諾すれば、正式に就任となります。次に一般公募の関係です。公募委員候補者登録制度によって必要数が集まらなかった場合、その一部または全部を公募により募集します。一般公募の人数については、審議会等の条例に記載されている委員数のもと決定するものとします。また、所管課は、どの登載者まで声をかけたのか報告を受け、次回の開示依頼があった場合は、その次の登載者から声をかけるということになります。

次に資料4をご覧ください。登録制度の効果的な運用環境づくりです。まず、公募枠の設定についてです。公募枠の設定に関する規定で3つ挙げています。1つは公募枠の原則化です。除外項目を設けておりますが個人情報を取り扱うものについては、守秘義務を課すことで参加可能ではないかとの意見がございましたので省いております。次に対象とする審議会です。法令や条例の範囲だけではなく、要綱などで設置されているものもあるので、その広い意味での審議会等という事にします。将来的にはこの広い範囲の審議会等についても公募枠を広げていければと思っています。しかし、当初は法令や条例を根拠に設置されている狭義の審議会等を対象としております。公募委員の割合は、審議会等の委員数の定員に対して1割以上とします。次に、公開に関する規定です。会議の公開については、公開の除外項目として3つ設けております。それから会議の公開方法については今後共通ルールを作り、庁舎内の審議会に適用するものとします。次に会議録の公開についてです。ホームページで会議録を掲載し公開するというのが基本的な考え方になりますが、非公開とした理由を付せば、非公開も可能と考えていました。次に住民が審議会に参加しやすい環境づくりです。これは3つにまとめております。審議会資料の事前送付の方法、審議会開催の日時設定の方法、社会的弱者への考慮です。公募委員は専門的な知識を持っているわけではないので、委員からの意見がしやすい環境づくりとして審議内容をできるだけわかりやすく、参加しやすくしましょうということです。

その下の広報の部分については前回の通りです。審議会委員を体験した方のお話などを載せて、参加を促していこうということです。

資料の説明は以上です。いままでの議論を踏まえたくえで最終形としましたが、最終確認としてご議論をお願いいたします。

遠藤会長 : ご説明ありがとうございます。説明があったことについて、明確にしたい点や質問などありますか。はい、どうぞ中嶋委員。

中嶋委員 : ここで議論するというか、事務局の方に一回持ち帰って頂きたいと思ったのですが、しばらく時間が空いて、新鮮な気持ちで一回お話を伺って、私自身疑問に思ったのが公募委員という名前についてなのですが、改めて見てみるとこの登録制度に登録する方は無作為抽出と地域推薦方式という2つの方式で、自分で応募するというより選ばれて出てくるような方なので、公募委員という名前に素朴な疑問を持ちました。事務局に、この名称で引用して町民の方に誤解を与えないかどうか、一度確認して頂いたほうがいいのかと思います。

遠藤会長 : 何か事務局からありますでしょうか。

駒板主事 : 一度、持ち帰り、考えさせていただきます。

遠藤会長 : はい、どうぞ米竹委員。

米竹委員 : 3つ目の申し出として、個別申出もあるっていう説明もありました。2つだけではないので、それでスムーズに説明なさったのかなとは思っていました。2つだけだとやはり少し違和感があるけれども、個別申出というのが後で話し合いの中に出たので、それほど違和感なかったのかなと思いました。

遠藤会長 : ありがとうございます。他に公募という名称に関連して何か。

村山委員 : はい。実は私ももう一回公募とは何かと思い、見直したので、これは制度全体を公募としているのだと確認しました。中嶋委員から指摘されて、自分自身見直しながら聞いていたことを思い出したので、一回たち返ってもいい提案かと思いました。名称についてですね。

中嶋委員 : はい。今度、これを町民の方に説明するときに、この仕組みに合っている名前なのかと、もうちょっと分かりやすく伝わりやすい名前があるのかなと、今日思いました。

遠藤会長 : 佐藤委員何かございますか。

佐藤委員 : 以前の議論の時にもちょっと質問させていただいたのですが、経費と言ったら良いのか手当てと言ったらいいのか、今この会議で少し謝礼いただいている訳ですが、何の費用かも記述がなくて。以前も、どこかでこの表現に触れるべきじゃないかという意見を申し上げたと思うのですが、全く無償でというのか、明解にしたほうが良いと思います。

遠藤会長 : はい。

志子田委員 : お知らせ版で広い意味で公に発表しているわけですね。その上で、そういう形

で選ぶというのと、先程あったように個人でも出れると言うのは公でも公募でもあまりこだわらないんだよね。これが、知っている人だけの公募だったら、ここでも登録人の公募制度ということで公に町の広報紙でも出すよ、と言っている訳だから、俺は公募委員という名前のままでも良いと思います。あと、謝礼の件で出ましたが広報などで公募する際には、そのことが載っているのですよね。だから、その部分を見ていけば、情報を発信する方はちゃんと揃えて出しているのだけれど、それを受信する側が目が行っていないのかなということをお話を聞いて思いました。公募については、お知らせ版の中でなど町が出しているもので公にしている訳ですよね。だから、公募という言葉は、特に問題がないのではないかと考えていました。以上です。

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。他にございませんか？

澤田委員 : 公募という意味合いは、広く応募すると言う意味合いがあるから大きく捉えると、この3つの方法で応募するという、公募で十分に通用する内容ではないかなと思います。特に問題はないと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。副会長から何かございますか。

森副会長 : 私も、最初見たときに地域推薦と無作為抽出が全面的に出ているので、これで公募かなという感覚があるのですが、個別申出も同列で出てくるのであれば公募でいいのではないかなと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。

米竹委員 : はい。私も、ここに地域推薦と無作為抽出が2つ並んでいて、後で個別申出が出てきていて3つありますが、同等なのだから、やはり3つ並べるように表記したほうが良いと思います。

遠藤会長 : はい。ありがとうございます。佐藤委員からはなにかコメントありませんか。

佐藤委員 : はい、問題点がよく分からなかったのがコメントのしようがなかったのですが、今のご意見でよく分かりました。ありがとうございます。いろんな人がいらっしゃいますから、率直に言っていただいたほうがよく分かりました。ありがとうございました。

遠藤会長 : 何か、今までの議論で事務局から何かありませんか。

駒板主事 : 今回の資料は、右側にいろいろ書いてしまったので3つ並べてかけなかったのですが、前回までの資料だと3つ並んで表記していました。事務局としては3つ並列という考え方だったのですが、資料の構成で下のほうに来てしまって申し訳ございません

でした。

遠藤会長 : 全体の総意としては、公募という言葉を使うかどうかは別としまして、書き方は地域推薦方式と無作為抽出方式と個別申出方式の3つを並列に並べるということでよろしいでしょうか。その次は、公募委員と使うかどうかは、澤田委員、志子田委員、副会長、米竹委員は公募でいいのではないかと、中嶋委員、村山委員はもう少し良い表現があればお考えいただきたいと。佐藤委員は何かございますか。

佐藤委員 : 逆に言うと何が心配なのかわかりませんでした。

遠藤会長 : 中嶋委員、その点についてもう一度お願いします。

中嶋委員 : 公募というイメージだと自らが応募する印象を与えるかなと思うのですが、今回の無作為抽出や地域推薦で選ばれてやってもいいよという方式に今回から変わっているので、それが今までの公募という皆さんのイメージと、このまま使って市民の方が新しいシステムと結びつくほうが分かりやすいのかと思いました。

遠藤会長 : 佐藤委員よろしいでしょうか。

佐藤委員 : 公募委員じゃなくて公募員にすればいいということですか。

志子田委員 : それは最初の頃に、前回、前年度でもそういった話題は出ています。公募したけれど実際の募集が、10人に対して1人もいなかったということが多いので、地域や企業などにも声を掛けて、ある程度推薦方式で出すのも地域内での公募の一つになるのではないかと。住民としてからの公募が出てこないで、そういう力も借りたほうが良いのではないかとということから、企業とか地区とかの案が出てきたはずで。これがうちの町で、審議会等で一般公募しても、実際は毎回応募者が少ないというのがほとんどだということ、その観点からやはり企業や地域から協力してもらったほうがベターなのではないかということから、この制度の話が出てきたはずで。

遠藤会長 : ありがとうございます。

澤田委員 : いいですか。

遠藤会長 : はい、澤田委員。

澤田委員 : 公募という意味合いからいけば、広く一般から募るという意味合いです。そういう意味合いからいけば、地域の推薦があり、無作為の方法があり、そして誰でも個別に参加出来ますよということを考えたら公募という言葉の持つ意味合いに、おかしい点はないような気がするんです。

中嶋委員 : 公募委員というのが悪いというつもりはなくて、逆に公募委員という名前を変えてしまうと分かりづらくなってしまう場合もあると思うので、ただ今回新しく制度が変わったよということを伝えるために、もしかして名前を変えるとよりわかりやすく伝わるかもしれないと思ったので、事務局でどのように町民に説明するのかというのが気になりました。

遠藤会長 : はい、村山委員。

村山委員 : 皆さんがおっしゃっている意味のことは置いておいて、イメージで考えると公募は自ら応募するというイメージが強いですね。そうすると、システムが変わったとしたらそれを浸透させるために何か違う公募のイメージを作ったり、公募という意味が違うということをここでは論じているのではなくて、イメージとして公募と使ったほうが分かりやすいのであればいいと思うし、もう少し噛み砕いた言葉でより浸透するための言葉があるかどうか議論をしてもらってもいいのかな、という意味合いだと思います。

遠藤会長 : 今の村山委員のお話は、この制度について誤解のない様な表現方法を考えてくださいということでしょうか。

村山委員 : はい。

遠藤会長 : 分かりました。つまり、公募委員候補者登録の公募委員というところは変えない。この制度の委員は大きく分けると、登録簿から選任される委員と、一般的に町民から選ばれるという委員の2つに分かれています。登録簿から選任される人が公募と言う表現が良いかどうかを、村山委員と中嶋委員は提起されました。登録制度の中で個別申出ですとイメージとしては合っているんじゃないか。それに対して、中嶋委員たちが言っていたのは地域の推薦方法と無作為抽出というのは公募ではなくて誰か、選んでいるのではないかと誰かが手続きに関与しているんじゃないかという、公募委員というイメージとは違うのではないかと懸念を持たれているということですか。

中嶋委員 : そうです。選ばれた人の立場に立つと、公募したわけじゃなく選ばれたという意識が無作為抽出のほうでは強くなるのではないかなと思います。

遠藤会長 : 村山委員もそういう事でよかったでしょうか。

村山委員 : 最終的には自分は決定してやります、とおっしゃっているので公募にはなるのですが、その過程でワンクッションあるといいのかな。

遠藤会長 : そうすると、公募の方式自体に三つの方法があります。無作為抽出も地域推薦も個別申出も公募ということにするのであれば、個別申出公募方式、地域推薦公募方式、

無作為抽出公募方式、という形で公募を入れるというのも一つの表現ではないかと私は思いました。事務局にお考えいただくことかもしれませんが。

志子田委員 : 公募の仕方が、こういう形でありますよっていうのを表現しておけばいいということだと思います。ただ選ばれたというわけではなく公募の方式には3つありますよということを公にしておけばいいということをおっしゃっているということですよ。

遠藤会長 : 中嶋委員、そういう形でよろしいでしょうか。

中嶋委員 : はい。

遠藤会長 : 志子田委員が歴史を紐解いてくれました。一般公募だけだと結局誰も手を挙げません。そこで工夫して議論してきたというのがありますので、後は事務局で考えていただくということでいいでしょうか。

はい、の声

水戸課長補佐 : 前の議事録や、審議会条例を見ていたのですが、2号委員で公募による住民というのが書いてあります。その公募で受け付ければいいのですが、その候補者がいないということで、公募委員の候補者となる名簿を作るのかなということで、公募委員の候補者の登録なのかなっていうような単純に理解をさせていただきました。そういったお考えもあるっていうことであれば、事務局の方で他の事例も調査させていただきながら、確認していきたいと思います。ただ、その際にまた審議会のほうでお話できればと思いますので、よろしくお願いします。

遠藤会長 : はい、澤田委員

澤田委員 : 結局これは、基本条例の26条の審議をしているわけですよ。

遠藤会長 : はい。

澤田委員 : 26条の審議をするにあたっては、今水戸さんが言うようにどうやって人集めするのか、というところから始まって、行政区からも出してみようという議論が最初の時にありました。それが根っこにあって、審議会の中でその方式をどう考えようかということでこの方式になってきたんですよ。そういうことから考えたら、住民が行政の運営にいかに参加するかということが26条に書かれていることで、これを具現化するために議論しているわけです。そういう意味からいったら原則として公募枠を設けるということが26条で出ているから、その公募枠に応募する人をどういう方法見つけようかという議論をして、3つの方法が出てきたわけですから、特に私は公募委員という表し方で

問題になることは何もないと思います。

遠藤会長 : はい。ありがとうございます。要するに、公募枠は26条に定めてあり、その方式について、具体化する議論をやってきました。個別申出の公募方式、地域推薦の公募方式、無作為抽出の公募方式と、この3つを工夫してここに成立出来たのであるということで整理すれば問題ないのではないかとということです。そうすることによって、一般的な公募は空振りになるというケースを回避することが出来るという、経験を踏まえたものであるということです。よろしいでしょうか。

澤田委員 : はい

遠藤会長 : ではそういうことでまとめていただいて、次回の報告という形にしてください。よろしくをお願いします。

遠藤会長 : それ以外にございますでしょうか。はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員 : 前にもちょっとお聞きしたことの関連するのですが、会社をどのように選ぶかということ、口頭で説明はあったのですが工場等連絡協議会に加盟している企業だと、ということでした。要するに、一部ですよ。それが気になるので、何百社もある会社を調べる訳にもいかないとは思いますが。ただ、私は組織を知っていますから、そうすると本当一部なわけですよ。何も問題が起きなければいいのですが。どうやって推薦をお願いする会社を選ぶのかははっきりさせたほうがいいのかなど。

志子田委員 : 一番そこですよ。個人事業でも工場等連絡協議会に入っているところもあるし、大きいところでも入っていないところもあります。そこはどのような形で町の顔として工場等連絡協議会があるわけですよ。

佐藤委員 : 任意団体でしたよね。町と関係ないですよ。会社が勝手に作ったんですよ。

澤田委員 : いや、あれは行政主導で作ったはずですよ。

佐藤委員 : そうですか。会費を払って参加なのか分かりませんが。

志子田委員 : 簡単にいうと、町でもいろいろやっているけれど協力団体と思えば良いと思います。

遠藤会長 : その辺の実態についても、ご説明いただければ。

水戸課長補佐 : はい。先程、駒板から柴田町内工場等連絡協議会ということで、ご紹介させていただきました。現在、38社加入していただいております。事務局は外部の企

業の方になっているのですが、さきほどおっしゃられたように商工観光課で設けたというつながりが現在も持っている組織でございます。ただ、先程おっしゃられたようにこれで全部網羅するののかということになりますと、以前の議論の中でそういった金融関係も含まれるということもあったのですが、実は入っていませんでした。本当は必要なのではないかとすることは考えておりました。他の組織であれば、ビジネスキャプテンの会や、そういったことで広げていきますとどこまでいくのかなということもあるなど感じていました。

佐藤委員 : 私が勝手に心配するのは、無作為抽出で選ばれて、はじめて実施することなのでびっくりすると思います。勝手に選んだのかという意見もあると思います。結局は、あんまり手を挙げなくて、意識のある人だけが手を挙げ、推薦の方は組織に頼むから、何とか選ばれる訳ですよ。そうすると、結局は行政区の推薦と会社が選んだ人だけで回って行かないといいなという懸念です。だから私は先程、意見を言わなかったのですが無作為抽出で選ばれましたというところを上手く説明しないと、初めて選ばれた町民に勝手に選ばれた、とならないようにと思います。

澤田委員 : 条例の中に、情報公開をいかにしていくかということで、卵が先かニワトリが先かという議論をしたことがあります。これも今こういう制度を作ろうと審議会で検討していますよ、やがて皆さんの所にそういうような委員としてのお願いに、アンケートが行くような議論をしていますよと、お知らせ版でも広報でもいいから、少しずつ流してあげるといいね。そうすれば佐藤さんが言った様な危惧はないんじゃないのかな。そんな話を少しでも出してあげればいいのではないのでしょうか。

志子田委員 : こういうのが今度出来ますよ、というのを先行してPRすることが大事ですよ。そうすることによって、見る人は見る、見ない人は見ません。

澤田委員 : 審議会は11くらいあるのですか。

水戸課長補佐 : 以前にリストも出していますが、全部で21ありまして、今公募枠を持っているのが4つです。

澤田委員 : ああ、そうですか。そのぐらいあるなら、前もって広報をやっておくのがいいかもしれない。

志子田委員 : お知らせ版には公募のこととかは載っているんですよ。ただ、スペースが小さいから、少しスペースをとってもらって、みんなの目を引くようにしたらどうでしょう。

遠藤会長 : はい、どうぞ米竹委員。

米竹委員 : 話を聞けば聞くほど、私たちがこの話をしているということは柴田町のまちづくりにみんな関心を持って、1歩でもそう思うことに自分の力を尽くしてみませんかというのが基にあるとしたら、この制度では1番初めが個別申出で、それから地域であったり無作為とかがあったほうがいいのではないかと思います。私たちの姿勢がこの提案の土台にあるのではないかな、と自分自身で勝手に思いました。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。少し整理させていただきます。1つは、この地域等推薦方式の選び方の運用問題。特に町内企業をどういう形で推薦していくかと、具体的な運用方式について佐藤委員から提起がありました。それについて1つの運用の形態を先程、町の方から説明があったけれども、その点については偏りのないようなより公平な運用が出来ないかという提言が出されたということではないかと思います。ただ、このチャートについてはまだ踏み込んでいませんので、この件については町のほうでよく佐藤委員のご懸念を踏まえてお考えいただくということが、この審議会で課題として提起されたということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員 : 気持ちは今米竹委員の言われた通りで、会長が言われたような言葉がその通りだと思うんですね。「みんなが参加」とか、その気持ちがうまくなればいいんだろうなと思います。私もしみじみ思うのですが、この委員に適当な気持ちで参加したのですが、非常に勉強になって、皆さんが町の為に一生懸命いろんなことを考えてやっているのをいろんな所で接してみて、本当にいい町だなとつくづく思うようになっていくんですけど、そういう気持ちが少しでも町民の方に広がって、前にも言いましたがみんな忙しくて意見は出さないけれども気持ちは持っていると思うので、それでうまくいければいいなと思います。

雑談ですけども、学生の時にミニスカートが流行った時代があったのですが、ある人はある人のスカートを見ていいなと思うのですが、その人は他の人に影響を与えているというのは分からないですね。要するに意識無意識に関わらず影響しあって意識が変わっていくのだろうと良い意味で期待しています。そういう意味でこれから住みやすい町を作っていくために良い意味でひとつの世の中の壁を越えて、住民の人が積極的に参加して意見を言うようになって、その態度がまた隣の人に影響を与えて、その気持ちが自然とまた他の人に影響を与えて、みんなで前進するようなことがあればいいなと思います。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。もう1点、米竹委員からこの公募方式の個別申し出というのが1番最初に持ってきたほうががいいんじゃないかというご提案をなされました。

佐藤委員 : 気持ちはそうですよね。みんなの心意気というかね。

米竹委員 : それが元々の意図に合うのではないかと思います。どうしても、手続きのこととかを一生懸命考えて今の形になったと思うのですが、みんなやりましょうと声を掛けてい

るところが根本かと思います。

佐藤委員 : そして、住民だけじゃなくて大学があって、他から通ってくるけれども、数時間この町に滞在する、あるいは会社も含めてみんなの意見を聞いて、良い町にしましょうねと広がってきました。その気持ちが伝われば良いと思うんですよね。なんで家は仙台にあるのに柴田町に通っている人になぜ意見を聞くんだ、ということが今の気持ちを踏まえて、みんなで意見を出し合って良い町にするんだというために出たんだということが分かれば良いですよね。

遠藤会長 : はい、澤田委員。

澤田委員 : あのね、議論した段階のことをみんな忘れていないでしょうか。ここに出てきたことは私たちが議論してこういう形で出来上がったんだよね。だから議論した段階のこと、例えば町内企業からどうしようという時にさっきの工場等連絡協議会を中心に依頼すればどうだろう。今、38社あるんだけれどね。だからそういう形そういう議論いっぱいしたじゃないですか。個別申出で手を挙げて出てくる人は恐らく少ないという話もしました。ではどうするかとなり、とりあえず行政区から何名か出してもらおう、あるいは工場等連絡協議会もあることだし、企業からも出してもらおうと、仙台大学もあるから仙台大学からもだしてもらおう、そういう方法もあるんじゃないかとなり、後は無差別抽出でリストアップしてやろうという議論をしてきたじゃないですか。その結果がこれなんです。その時の議論の時にみんなが話してまとまったのがこれなんです。

佐藤委員 : いや、先程中嶋委員が言われたように、ある時間を置いてもう一度これを見たときに、そういう議論をもう一度思い出してそういうことでみんなで議論してこのフローが出来たというのが頭にあった上で議論しているつもりなんです。そういう我々が、右往左往行ってみんなでやろうといった気持ちがうまく町民に伝われば良いなというのを私は願っています。

米竹委員 : 同じです。こうしてしばらく時間を置いてみるというのが本当に大事だと思います。澤田委員がおっしゃったとおり、自分から申出をする人は少ないかもしれません。ただ、この町はまず、ベースにしていることはひとりひとりの町民なんだよという目を向ける姿勢が、ものすごく大事だと思います。個別申出が1番左端にあれば余計その意識が伝わるのかなと思いました。今になって気づいたので発言しましたということで、必ずこうならなければならないということではありません。ただ、大事な視点かなと思い発言しました。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。いろいろ議論ありがとうございます。志子田委員何かありますか。

志子田委員 : ここでいろいろ議論してもまだ公になっていないので、町民からの意見などは聞けません。審議会の本来の目的は、その条例の内容がその後どうなっているかを審

議するのが本来の目的です。これも一度、公に出して町民に訴えてみて、その反応を聞いてからその議論してみてもいいのではないかと思います。その時々に合わせて見直しをしていくことが審議会の本当の姿ではないかと思います。世の中完璧なものはありません。私は常々、職場でも話していますが、最高のものを求めるのは最高だけでも、最低限のことをやってみてどうだろうというのを職場ではいつも話しています。

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。まとめさせていただきます。このフロー自体をどうまとめいくかという点で、まず志子田委員、澤田委員の議論を踏まえて、前提として今までは公募したところ、空振りのケースが多々あった。したがって、無作為抽出なり地域等推薦というものを考案していきたい。ただ、現時点において振り返ってみると、やはり公募の思想に照らしてみれば、公募っていうのは誰でも手を挙げられる、そして誰でもこれに応募出来るという思想があっただろうし、あるいはそういうものではないのかという米竹委員と佐藤委員からの提示でございました。あと、公募の原則論の2つをどういう形で上手く総合化してこのフローに表現していくかというのが今議論されているということではないかと思います。私としては、原則論は原則論として上手く表現し、それを深掘りしていけばその地域等推薦あるいは無作為抽出をやらない限り本来の意味で実現しないんじゃないかという点を踏まえてはいけない。ただ表現の問題としては個別申出の公募がまず原則であると。しかし、より実質的に一般の住民の方々が参加してくれる方法として議論されてきた、地域等推薦や無作為抽出もきちんと合わせて位置づけて置く。よく見ればそれが一番現実的なのだという形にも見える。そういう議論を公開するにあたって、明示していくということ。そういう観点からこの審議会ではこのフローを整理して提案していくということが、ここで議論された総意ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

はい、の声

遠藤会長 : では、よろしくお願ひします。そういうことでよろしいでしょうか。副会長こういう形でまとめでいいでしょうか。

森副会長 : はい、いいです。

遠藤会長 : では、よろしくお願ひします。では、これで整理してまとめてくという形にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議事 2 点目 平成 28 年度の審議事項について

水戸課長補佐 : まちづくり推進班の水戸から説明させていただきます。

以前から、審議議題のテーマとして取り上げてはどうかとご意見をいただいております。「地域コミュニティ」「地域づくり」について、まちづくり基本条例における表現や位置付け、各地区の状況、町が進めている支援策、それから地域計画の策定状況について、審議の材料となればと資料として出させていただきました。

資料5の基本条例における「地域コミュニティ」に関する部分を抜粋し、資料とさせていただきます。

まず、第1章総則、第3条、定義になりますが、基本条例で用いられる用語の意義としまして、第3号に「地域コミュニティ」について規定されています。区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしに関わる集団とされており、解説では、その地域の事業者も含まれるとしています。

次に第3章まちづくりの考え方の第2節担い手の役割ですが、第12条に「地域コミュニティの役割」としまして、まちづくりの重要な自治活動の基盤となることから、地域をより活性化するためには、住民相互の活動が必要であり、住民がお互いにその活動を認識し、そして尊重しあうことによって地域コミュニティの自立性を高め、また、先人から引き継がれた文化や伝統を生かし育み、次の時代に大切に繋いでいくことが規定されています。

次のページになりますが、第4章まちづくりを進める方法の第2節に「地域コミュニティ」とあります。

第20条は、地域コミュニティの運営ですが、ここでは、地域コミュニティの運営や取り組むべき役割が規定されており、地域コミュニティが地域づくりを進める上での留意点としまして、住民、住民活動団体及び事業者と協力すること。また、その運営組織は、地域の住民等が自由に参加でき、次の世代を担う人材にも参加を促進する、開かれた組織作りが必要であること。その際の留意点として、できる限り合意形成を図ること。共通した目標を掲げ取り組むこと。住民等が自由に参加できること。信頼関係、助け合い、協力が重要であること。人材を育成すること。を掲げています。

第22条は、地域の計画作りと実行ですが、ここでは、地域計画の策定方法と実効性を確保するための留意点を定めています。目標（地域の将来像）実現のための具体的な計画を地域住民等が協力して作ること。計画を実行するために役割分担し連携すること。効果的に実行する上では協働することも考えること。可能な限り多くの住民が参加できるよう工夫すること。住民等の持ち味を引き出し生かすこと。を掲げています。

第23条は、地域コミュニティへの行政支援ですが、町長は、地域づくりを進めるために地域コミュニティを支援するものとしています。活動推進のための情報の提供、運営や人材育成のための学習機会の提供、地域計画を作る場合の助言と情報の提供、他の担い手との交流の機会づくりなどを具体的な支援の方法として掲げています。また、支援する仕組みの充実に努めることを町の役割としています。

続きまして、資料6になります。

各行政区の状況でございますが、こちらの資料は、平成27年度に「集落支援員」2名を外部に委託する形で配置し、まちづくり推進センターを活動拠点として活動いただきました。活動のひとつに各行政区長や地区役員と面談して、その内容を地域カル

テとしてまとめていただきました。その一部、主な項目を抜粋した内容でございますが、参考として提供させていただきます。

活発に活動されている行政区もあればそうでないところもあります。特色ある活動を行なっているところもあります。各行政区の現状や課題を把握するために実施したものでございます。

面談した地区ですが、42行政区のうち40行政区となっています。

設問と回答の内容ですが、1の特に力を入れて実施している事業については、夏祭りや運動会など世代を超えて交流できる事業、高齢化社会に対応した健康づくり事業などが行われています。

2の計画している事業としては、地域の特長を生かしてという内容では、農家レストランや直売所の運営、体験農業などの事業や新たに健康に関する事業を予定しているなどの回答がありました。一方、新たな事業には新たな財政支出が伴うため難しい、といった回答もありました。

3の地域の課題としては、行事の参加者が少ない、若者の関心がない、高齢化が進み高齢者世帯が増えている、空き家が増えている、地域のつながりが無い、防災への意識が低い、といった回答がありました。

4の他地区との連携状況につきましては、町の観光イベントなどのおもてなし活動を連携して実施している地区、小学校区単位のイベントとして「ふるさとまつり」や「運動会」「敬老会」などを実施している地区、合同で防災訓練を実施している地区などがある一方、歴史・文化が異なり簡単ではないと感じている地区もありました。

5の運営上の課題につきましては、役員の高齢化、後継者不足、若者の無関心などが多くあげられています。また、集会所の利用が少なくなり、管理費が区の財政を圧迫し始めているといった回答がありました。

6の地域の自慢や特色につきましては、神社の祭事が文化伝承としてあげる地区が多くありました。

7の希望する座談会についてですが、平成26年度に地域づくり座談会を区長・副区長さんを対象に実施しましたが、平成27年度に実施する際に要望等を伺ったものです。各行政区が関心を持つテーマという漠然としたものでしたが、平成27年度は地域情報紙をテーマに開催しました。

8の地区の取り組み状況についてですが、「会報発行」は、57%にあたる24行政区で取り組まれています。「ごみ集積所のスチール化」は、43%にあたる18行政区で取り組まれています。「防災マップ」は、90%にあたる38行政区で、「防災マニュアル」は、79%にあたる33行政区で取り組まれています。

9のその他では、課題や行政への要望等がありました。

続きまして、資料7になります。

1は、町から地区への支出の状況です。

始めに区長報酬ですが、42名の行政区長さんと5名の副区長さんへの支出です。基本額、世帯割、人口割、面積割などから算出されます。平成28年度予算ベースで約48,000千円です。

次に、配布業務委託ですが、42行政区に世帯数×月2回で24回×10円で計算して

います。平成 28 年予算ベースで 4,600 千円です。

次に、まちづくり政策課で所管しております「地域づくり補助金」です。これは、地域計画に基づく地域づくり活動に申請に基づき支出しているものです。補助率につきましては、ソフト一般事業が 1/2 以内で補助金限度額 150 千円、ハード事業が 7/10 以内で補助金限度額 200 千円、敬老会は対象者 1 名あたり 2,000 円を支出しています。平成 28 年度予算ベースで約 20,000 千円です。

次に、公園愛護補助金です。地区ごとに公園の状況が異なりますので、単独事業として継続しています。公園の環境を維持していただくこととなりますが平成 28 年度予算ベースで約 1,500 千円です。

2 は、町と地区で一緒に課題を解決するために取り組む事業に、地区から拠出される負担金と町の負担金になります。

始めに公衆衛生組合です。世帯当たり 40 円の地区負担と 850 千円の町負担金で環境を守る活動を実施しています。

次に、まちづくり政策課で所管しております「防犯協会」です。世帯当たり 60 円の地区負担と 140 千円の町負担金で防犯啓発活動を実施しています。

次に、青少年のための柴田町民活動です。世帯当たり 10 円の地区負担と 140 千円の町負担金で青少年健全育成活動を実施しています。

次に、緑の募金活動です。募金活動の総括は宮城県が実施しています。集まった募金を自治体に戻して、緑化推進活動を実施しています。

続きまして資料 8 になります。地域の将来像を実現するための具体的な計画である地域計画について、広く必要性を理解いただくために作成させていただいたものです。

根拠としましては、資料 5 の基本条例における「地域コミュニティ」に関する部分でも説明させていただきました、第 22 条の、地域の計画作りと実行、及び、第 23 条の、地域コミュニティへの行政支援です。

地域計画は、地域の課題や問題を地域で共有しながら役割を分担し実現しやすくするために作成します。

町の計画への反映は、基本条例第 18 条及び第 19 条で地域の将来像や地域計画との調和を図るものとされています。

町は、地域づくりを進めるために地域コミュニティを支援するものとしていますが、活動推進のための情報の提供、運営や人材育成のための学習機会の提供、地域計画を作る場合の助言と情報の提供、他の担い手との交流の機会づくりなどを具体的な支援の方法として掲げています。

資料 9 は、地域計画の策定状況を調べたものです。

平成 23 年度から 26 年度までに全 42 地区で策定されました。目標年次を比べてみると平成 28 年度が 1 地区、平成 29 年度が 36 地区、平成 30 年度が 4 地区、すでに検証と見直しを行っている地区もあり、改正により平成 32 年度が 1 地区となっております。

ここまで、「地域コミュニティ」「地域づくり」について、準備した資料を説明させていただきました。

地域コミュニティの活性化を一層促進するため、地域の現状、現在の町の支援策を

検証していただくことも良いのかなと考えています。

例えば、優良活動事例の紹介や情報共有することも活性化につながると思いますし、現在、町が地域計画を実現するために支援策として実施している「地域づくり補助事業」の在り方を検証していただくことも考えられます。

遠藤会長 : 資料についてご質問ございますか。

村山委員 : はい。資料の6ページに「希望する座談会はありますか」というので、確か27年度は私座談会に伺ったと思いますが、前回は何地区参加されて今年はどうしたのかお聞きしたいのですが。

水戸課長補佐 : こちらも集落支援員の制度ですが、25年から国の特別交付税を受けまして2名設置をさせていただきました。25、26、27年の3年間で終了しております。28年は置いていないという状況になっております。そこでまとめて頂いたものを、何か参考になればということでご提案させていただきました。去年は情報誌の作成についてその地区内の広報紙作成の勉強会ということで、やっていただきました。去年の座談会に参加していただいた行政区は11地区です。

米竹委員 : 私は集落支援員という言葉は、あんまり聞きなれなかったのですが皆さんご存知なのですか。

志子田委員 : 住民自治によるまちづくり基本条例の作成に関わった人たちは皆知っています。一般町民は知らない人がほとんどです。

澤田委員 : 広報紙に載っているから、読んでいる人は分かっています。

志子田委員 : 地区の行事と一緒に参加してくれて実情をみてくれていました。だから、3年間に各地区年1回は回ってくれたんじゃないかな。例えば、地区の総会の時に行ってみたり、夏祭りや運動会の時参加してくれました。その中で、皆さんの声を拾い上げて仕事されてました。それでゆるぶらの広報紙に時々そのコメントは載せていました。その中では、集落支援でいろいろなことをしましたというのは載ってました。最初澤田委員が言ったように、広報誌やお知らせ版では町から来る情報の触媒を興味持ってめくってもらった人が恐らく知っていると思います。だから以前の情報公開の話題と丸きり一緒なんです。それくらい知られていない存在だったのでないかなと思います。

遠藤会長 : はい、どうぞ。

駒板主事 : 集落支援員さんについては、お話のあった通り、地区の区長さんであるとか、そういう方には直接会いに行ってお話を聞いたりしております。志子田委員がおっしゃら

れた通り、地区の活動とかの時に支援員さんが伺って柴田町でこういう活動をしてる地区があるというのを、まちづくり推進センターのニュースレターに集落支援員レポートということで写真と文章を掲載して載せて、支援員の活動として紹介させていただいておりました。

遠藤会長 : はい、ありがとうございます。

村山委員 : もうひとつ、質問させていただきます。話は変わるのですが、資料の地域計画策定状況調べというところで、私自身が町内会で役員をしているのですが、この地域計画は次も継続していく方向なのですか。

水戸課長補佐 : 表のほうに書かせて頂きました。今の計画の目標年次、次回の計画の作成年次、その後の目標年次、という形で今各地区で5年ごとに目標設定をしていただいでその中で、例えば防犯灯をつけるとかゴミ箱を直すとか、いろいろと計画があります。それでその5年終わると、また第二次の計画を策定していただくようになります。これからまたその辺に向けてご案内をさせていただけると思います。

村山委員 : また質問してもよろしいでしょうか。援助していただく金額とかもあつたんですね。ハードは20万円限度、ソフトは50%程度など、こちらが変わらないと考えてよろしいでしょうか。

水戸課長補佐 : 今の制度としては、29年度まではその予定でおります。ただ、その計画だけをお話させて頂いたのですけれども、その制度が各行政区に対して使いやすいものになっているのかどうかという議論が当然出てくるのかなと思います。地区によってやりたい、なくてもいい、というところもあると思いますし、今のところ申請手続きをいただきまして中身をチェックさせていただきましてハードであれば10分の7、ソフトであれば2分1、上限をそれぞれ設定をさせていただきまして満額授与させていただくと35万円ということになります。そちらの方を判断させていただいて、交付決定をしてお金を交付しているという流れになっております。この手続きの仕方がいいのかどうかということで、区長さん方に27年度にいろいろこの制度はどうなんだろうという議論をいただいたということがあります。ただもう、今年度が始まっていますので29年度まではこの制度で行きましょうということになっております。ただ次の町の計画に合わせた支援制度につきましては、できればもっと使いやすい方法でご検討いただければということで今回審議会の方でもその辺も話していただければということで提案します。

澤田委員 : 29年度も一生懸命やっているのですが予算の配分や、なかなか厳しい審査があつて思うようにいかないところもあるのですが、審査もしっかりとさせていただいて少しでも地域の活性化のために少しでも多くお願いしたいです。

村山委員 : もうひとつ質問していいですか。申請するにあたって、初めてということもありますが全世帯にアンケートを集計し結果を出し、住民が何を望んでいるのか望んでいないのかを明確にし、かなりの仕事量でした。そしてそれを具体的に町内会の行事に結びつけるかあるいは何を削除するか、相当な時間をかけて申請をしに何回か足を運び、大変勉強になったのですが、これがまた待っているのかという恐怖感に駆られています。その辺も考え合わせての審査も考えていただけるということで理解してよろしいのでしょうか。

水戸課長補佐 : 一回作っていただいておりますので、今度はその改訂版がメインとなりますので、その辺の見直しだけをしていただければいいのかなと、ただその作り方については各地区におまかせしていきたいなと思います。相談内容はまちづくり政策課で対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

遠藤会長 : 村山委員、審査の時に厳しいチェックがあったということですが、経験談をお話いただけますでしょうか。

村山委員 : 区長からの依頼がギリギリのタイミングであったのが話の前提にあって、いろいろ議論して全世帯の世帯主にアンケートをとることになりました。あなたが何歳代なのか、どこに何年住んでいるか、家族構成、介護状況、困っていることなど細かいところから、現時点での町内会の行事を提示し評価してもらうこと、それ以外に提案したいこと。逆に、町内会以外の行事で住んでいて分かったこと、住んでいて良かったことなど、かなりの項目のアンケートをとり、各班長さんに全世帯に配ってもらい回答収集してもらい、75%ぐらいの回答率でアンケートを集計し地域計画を策定しました。それに対する見積書を取り、町から出るお金と自己負担分の調整をします。それと、町内会の歴史を述べなさい、町内会の理念が必要であるとか、この計画の為に税金が掛かるが、この行政区の成り立ちや歴史を述べるために町内会雑誌のようなものを作りまして、あつという間に1年が経ったという苦労がありました。

遠藤会長 : その中で、事業実施に際して、チェック自体が有益であったということはあるでしょうか。

村山委員 : 大変実情を具体的に把握することが出来て、少子高齢化と言いながら29D区がどれぐらいの位置にあるのかとか、各行政区で地域計画など出しているのを客観的に見ることが出来たり、意外と若い人が多いことが分かったり役に立ちました。

遠藤会長 : 逆に、これは過剰な調査、申請書作成の要綱だったということはありませんか。

村山委員 : 理念を書くにあたって言葉遣いが普段使い慣れないものだったので、そこを指摘されるとよく分からないことはあったのですが、もう少し住民が分かる言葉でも良かったのかなと思います。私自身は、大変勉強になりました。このようなことをやってみるこ

とは、良いことだと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。要は、事務局からの説明を受けた資料をベースに審議会で何を議論していくかを定めていかなければいけません。何を議論しますか。

澤田委員 : とりあえずはね、基本条例が出来たおかげで、各地区で策定してやるようになったんですね。

遠藤会長 : 地区計画をですか。

澤田委員 : はい。地区計画を策定して、自分の地域の中の歴史を発掘したり、地区独自の宝物を発掘、復活させたり。うちの地区では神社のお祭りを復活させました。また、奥州街道が私の行政区のど真ん中を通っているの、そこを江戸末期の人がどうしていたかを古い地図から調べ、絵を描き、昔風の立て看板を作り張り出しました。そういうことをやりながら、地域の活性化を図っています。基本条例が出来たおかげで、このような活性化は各行政区で行われるようになりました。基本条例は、各方面に影響をもたらして地域の活性化に貢献していることは確かです。

佐藤委員 : すいません。ここは審議会として何をどう議論すればいいのかがわかりませんでした。

志子田委員 : 条例策定する時の段階と、この条例が出来た時に各地区に説明したときの資料を私は持っているのですが、題目には、「みんなの条例にしていくために」とあります。説明の最初のところに載っているのですが、なぜ地域計画が出来たかというのが根底です。このまちづくり条例を作る時の3年を越える時間の中で、その半分以上が地域コミュニティの話でした。東京オリンピック前後から、経済優先の世の中になってきたということで、昔からある結いとか契約というつながりが薄れてきて、「隣の人は何する人ぞ」というのがたくさん出てきて、今から10年くらい前には地域崩壊という言葉がたくさん言われ始めました。その中で、福祉活動するには地域崩壊した地域コミュニティを再構築しなければ、条例を作ったとしても動かないだろうということから始まりました。そのためには、各地区のお話をまとめて、地区独自の動きをしましょうというのが地域計画の本来の目的です。本来であれば、地区ごとに特色があつていいと思います。資料を見れば分かるとおりに、19区の区長さんは人数も少ないしお年寄りも多いけれど、地域で協力し合わなければいけないということから始まったから、19区はこんなことをやっているというモデルケースになり、他の地区にも伝える際に地域計画という名前ができました。19区は24年の2月に地域計画を策定していますが、前々年に地域の冊子を作り地域の見直しを始めました。だから、条例の説明をするときには、一人一人の力は小さいけれどもみんなで知恵を出し合い協力すれば、大きなエネルギーになると考えます。この大きなエネルギーと言うのは、以前の結いや契約講などの準じたものを作ったの

が地域計画という名前になったものです。このようなつながりは、大昔からありました。だから地域計画は5年でと言っていますが、これは町の総合計画に合わせて5年と言う形にあの当時とはとられたはずです。例えば、町には5年で出しても見直しは3年でやる、2年でやるなどの独自の方法でも構わないわけです。その計画の随時修正などは、町の方で受け付けてくれているはずで、それによって、補助申請したら満額できるだけもらえるように、みんなで悩んでいます。

この補助申請で、私が一番懸念しているのは、財政規模の小さい地区です。ひとつの行事をやる時の金額は、人数多い少ないに関わらず一緒です。だから財政規模の小さい地区で行事をやると、持ち出し分が多いと活動が出来なくなるということです。だから、地域の特性を生かすような、今までの継続されてきたものを発展させるような飛躍させるような行動を取ればいいのではないかということで、槻木中学校区で財政規模の小さい行政区の区長さんたちには理解してもらえたという経緯があります。槻木地区でアンケートをとった行政区は少ないです。ただ、地域活動をしている団体の代表を入れることでその団体の声が聞こえます。子供関係なら子供会の会長さん、育成会の人たちなどで子供関係のことはまとめましょうとか、趣味のほうであれば各趣味の団体のリーダーの人を巻き込めば、全員アンケートをとらなくても良いのではないかなと思います。1回目はアンケートでも2回目3回目は見直しをやっていけば、逆に地域の中で核になっている人で会議を持てば、おそらく以前よりも楽に進むのではないかなというひとつのやり方だと思います。条例そのものというのは、すでにごみに出た家庭もあるかもしれないけれど全家庭に配布されたはずで、それを見ると、地域計画の必要性などは分かると思います。

遠藤会長 : はい、ありがとうございました。

澤田委員 : 第6章の条例の推進という項目がありまして、基本条例審議会第33条の1項にこのように書いてあります。「基本条例の実効性を高めるために、まちづくり活動の実施状況についての評価を行うため、第三者の立場から検証する基本条例審議委員会を設置する。」第2項が、「基本条例審議会からの町長への提言は4年を越えない期間ごとに行います。」ということが、基本条例の第33条に載っていますから、今、まちづくり政策課から出された内容を我々は見て、以前とどうなのかを審議をして、町長に提言をする。そういうことだと思います。

水戸課長補佐 : 先程の資料の5の方で、22条と23条ということでご紹介をさせていただきました。22条が地域計画を作ること。23条が行政の支援があります。地域計画は、みなさんに作っていただきました。それに対する行政の支援の内容も先程紹介させていただきましたが、それがはたして有効かということでそういったことを検証頂いて、地域に合った形に行政としては寄り添っていければと思いご検討していただきたいと思い、提案させていただきました。

遠藤会長 : 佐藤委員、以上ですがいかがでしょうか。

佐藤委員 : 今のようなことを、最初に言っていただければわかりやすかったですね。要するに審議会としてよりいいものにする為にこういう課題をこうしたいと言ってもらえればいいと思います。

遠藤会長 : はい、整理させていただきます。今日提起された平成28年度審議事項については、こう整理させていただきます。先程、澤田委員からご説明がありましたように基本条例に照らせば、まちづくり自体に実効性を高めなければならないということですね。その為には、実施状況についてこの審議会が評価し審議する。したがって、その実施状況自体の評価をこの審議会としてやっていこうということですね。その延長線上で評価を行った上で、審議会として長に対して何かこういった方向性が必要という提言があれば提言をまとめていくということに、審議会としてやっていくということです。そういうことにここは整理いたしまして次回以降、論議していきたいと思います。その際に、何が条例の実効性を上げるために評価すべき点であるかということにつきまして、論点を絞り込んで論議していけたらと思います。その点については、皆様もお考えいただくと同時に町も事務局としても、こういった点についての審議をまとめたいことを整理していただいて、焦点を合わせて論議していけたらと思います。ということで、28年度の審議事項についてはまとめて終わりにしたいと思います、よろしいでしょうか。

異議なし、の声

遠藤会長 : どうもありがとうございます。

5. その他

特に無し

6. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、副会長は午後0時10分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成28年 12月 日

会議録署名委員

会議録署名委員